

津波災害警戒区域の指定

1 津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律では、知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができることとされています。

警戒区域を指定することにより、市町による避難場所の指定や要配慮者利用施設等による避難確保計画の作成などが行われ、避難体制が強化されることから、県は指定を進めています。

これまでに、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、大磯町、二宮町、真鶴町及び湯河原町の3市4町で警戒区域を指定しており、このたび、平塚市との調整が整ったことから指定を行います。

2 指定までの経過

令和8年 7月 2日、23日、28日

8月29日

県及び平塚市による住民説明会を実施

令和8年 8月28日

平塚市長へ意見聴取

令和8年 9月 4日

平塚市長が同意

【参考】

○ 警戒避難体制の整備

(1) 地域防災計画の拡充（法第54条）

市町は、地域防災計画に、避難場所、避難経路、避難訓練等、警戒避難体制に関する事項を定めます。

(2) 津波ハザードマップの作成（法第55条）

市町は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路に関する事項等を記載したハザードマップを作成します。

(3) 指定避難施設の指定（法第56条）

市町は、警戒区域内にある施設で、避難上有効な高さが確保できる施設を指定避難施設として指定することができるようになります。

(4) 避難確保計画の作成（法第71条）

地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、同計画で定めた避難訓練を行うこととなります。

○ 重要事項説明等について

警戒区域指定後、土地利用や開発行為等に新たな規制はかかりません。

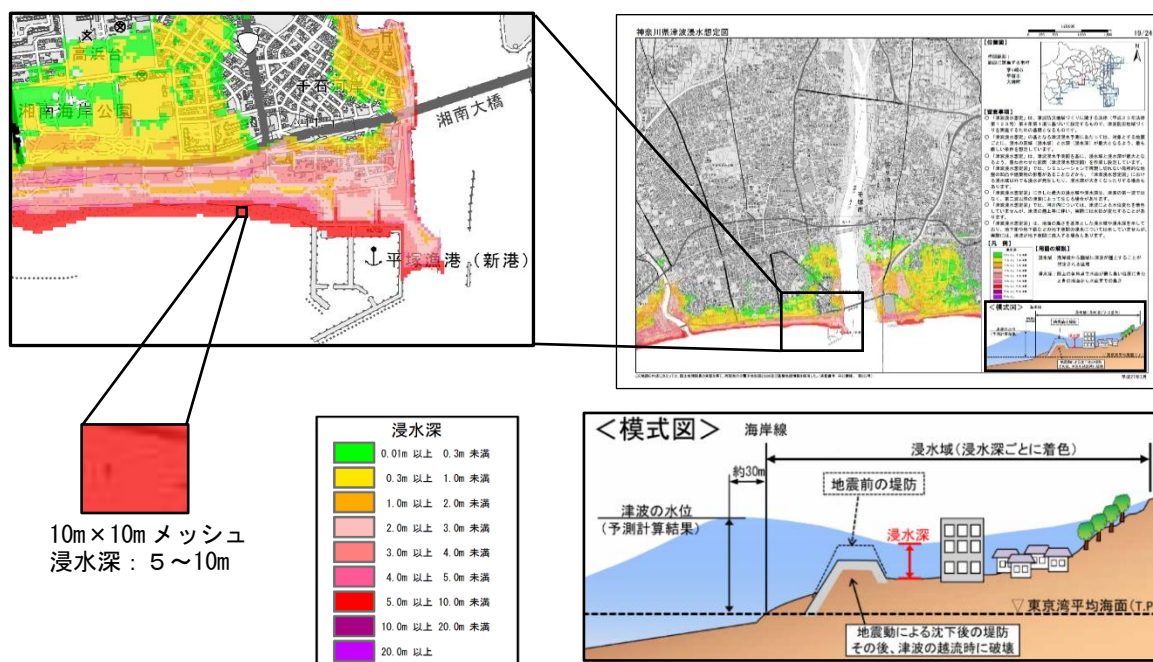
ただし、警戒区域内にある宅地や建物の売買及び貸借等については、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明が必要となります。

○ 津波浸水想定

津波浸水想定は、県民のいのちを守ることを目的として、想定外をなくすという考えのもと、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波が発生した場合に想定される浸水の区域と水深を平成 27 年 3 月に県が設定しています。

(参考)「津波浸水想定について」(県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/cnt/f532320/>



○ 津波災害警戒区域

津波浸水想定で設定した浸水の区域を、津波災害警戒区域として指定します。

津波災害警戒区域図では、津浪の浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がりを加えた「基準水位」を表示しています。

